

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
銀行法施行規則関係		
外国銀行代理業務関係		
1	外国において外国銀行の業務の代理又は媒介を行う場合、本邦銀行法にもとづく明示事項（銀行法施行規則第 34 条の 2 の 37）や情報提供義務（同第 34 条の 2 の 39）等、国内法に基づき課せられている各種規制は適用されず、現地の法令等に従うと理解して良いか。	基本的には、現地の法令等に従った情報提供等を行う必要があると考えられます。
2	外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介は、当該顧客の法人・個人といった属性や、当該国の居住・非居住といった属性に関わらず、提供可能との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
3	外国において外国銀行の業務の代理又は媒介を行う場合、本邦において、広く外国における当該サービスの紹介を行うことは、可能との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。 ただし、国内における行為が国内において外国銀行の業務の代理又は媒介を営んでいると認められる場合（監督指針Ⅷ-3-2-1-1 参照）には、委託元の外国銀行は銀行法第 47 条第 1 項違反となります。
4	以下のケースは、外国銀行代理業務には該当しないという理解でよいか確認したい。 ①業務提携している外国銀行（資本関係はない）に行員を出向させ、当該出向職員が当該国に進出している当行取引先に対して、当該外国銀行の行員として、金融サービスを案内すること。 ②日本からの出張者である行員が、当該国に進出している当行取引先の依頼に応じて、外国銀行（資本関係はない）の金融サービスを紹介すること。	①のケースにおいては、外国銀行代理業務には該当しないものと考えられます。 ②のケースにおいては、お尋ねの金融サービスの紹介が、外国銀行の業務の代理又は媒介を伴わないものであれば、外国銀行代理業務には該当しないと考えられます。
5	銀行法施行規則第 13 条の 2 第 1 項第 2 号における「外国において」の趣旨を確認させていただきたい。 同号により認められることとなる、出資関係の無い外国銀行の業務の代理又は媒介については、「当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。」とされている。ま	銀行法第 47 条第 1 項の規定により、外国銀行が国内において銀行業を営む場合には、支店を設置して銀行業の免許を受ける必要があります。仮に、銀行が外国銀行の業務の代理又は媒介を営むことにより、当該外国銀行が国内において支店を設置せずに銀行業を営んでいる実態があると認められる場合には、当該委託元

た、本件に係る金融審議会報告書（平成 25 年 1 月 25 日）においては、「外国銀行の業務の代理・媒介を海外において行う場合であれば、これを認めても、国内の顧客保護を図るという現行規制の趣旨との整合性は確保されるとも考えられる」「海外における支店の開設等の条件を設けず、行員の長期出張を含む多様な形態での代理・媒介を行うことを可能とすることが適当である」（P17）とされている。

「外国において」とは、上記報告書の趣旨にてらせば、銀行の行員が、物理的に外国（日本以外）において代理又は媒介に関する職務に従事することを要するものではなく、外国企業間（外国籍取引先と外国銀行の間）での取引の代理又は媒介であれば良いと考えてよいか。

具体的には、例えば国内取引先の海外現地法人に対して外国銀行による貸出を媒介する場合、以下の各ケースにおいては、「外国において」行うものとするが、よいか。

(a) 国内銀行が国内取引先から紹介を受けた同社海外現地法人に対し、当該国の外国銀行からの貸出を媒介するにあたり、日本国内から E メールや国際電話等により当該海外現地法人および当該外国銀行との面談アポイントを調整のうえ、当該国へ出張のうえ両者面談への同席や各社との個別面談により貸出契約を媒介すること

(b) 国内銀行が、国内取引先から紹介を受けた同社海外現地法人に対し、当該国の外国銀行からの貸出を媒介するにあたり、日本国内から両社（外国銀行と海外現地法人）と E メールや国際電話等により貸出条件の説明や交渉の仲立ちを行い、当該国に出張することなく貸出契約を媒介すること

(c) 上記 (a) (b) いずれも許容されない場合、上記報告書の趣旨にてらして、「外国において」業務を行うことが許容されるケースはどのような場合かご教示いただきたい。

の外国銀行は銀行法第 47 条第 1 項違反となるものと考えられます。このように、「外国において外国銀行の業務の代理又は媒介を営む」とは、銀行が国内において外国銀行の業務の代理又は媒介を営んでいる実態がないと認められる必要があります。

銀行が国内において一切の行為が行えないということではありませんが、お尋ねのケースについては、示された例のみをもって判断することは困難であり、上記の趣旨に照らして、個別に判断する必要があると考えられます。

6	<p>銀行法施行規則第 13 条の 2 の「外国において行う場合」との定めについては、現地規制に適合する限りにおいて海外における支店の開設等の条件を設けず、行員の長期出張により代理又は媒介を行うことなども認められるとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
7	<p>銀行法施行規則第 13 条の 2 第 1 項 2 号括弧書きは、銀行が、出資関係のない外国銀行の業務の代理・媒介を外国において行う場合について、銀行法第 10 条第 2 項第 8 号の 2 の付随業務の態様を規定するものと解される。「外国において」とは、文言上は、(i) 当該銀行がその外国に有する支店等の営業拠点において（同拠点に所属する役職員による）代理・媒介を行う場合と、(ii) 当該銀行が営業拠点を有しない外国において、従業員を日本から派遣するなどして代理・媒介を行う場合の両方を含みうると解される。しかしながら、このうち、(i) については、ある外国に所在する海外拠点と当該外国に所在する顧客の間の代理・媒介を行う行為は、「主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-3-4 (1) (注)」の考え方等に照らし、当該営業拠点の所在する国の監督当局の規制の下で適切に行われていれば、日本の銀行法の適用対象とならないものとも考えられる。(i) の場合、海外拠点による代理・媒介にあたっては日本国内において外国銀行代理業の認可等を取得する必要はなく、当該海外拠点は自由にかかる代理・媒介を行いうるとの理解でよいか。</p>	<p>銀行法の外国銀行代理業の認可等の規制は、国内の銀行の海外拠点にも適用されます。</p> <p>また、銀行法の規制は、外国銀行支店に係る外国銀行の海外拠点には、適用されません。</p>
8	<p>外国銀行に関する銀行法施行規則第 13 条の 2 第 2 項第 2 号括弧書きに関しては、その本店または日本以外の支店における行為については、日本における外国銀行支店の従業員を他の国に派遣する場合以外の場合においては、同号括弧書きにより外国銀行代理業の認可等を取得する必要はなく、当該他の国の拠点は、日本の銀行法にかかわらず、当該他の国の監督当局の規制の下、かかる国におい</p>	

	て代理・媒介を自由に行うとの理解でよいか。	
9	<p>銀行法施行規則改正案第 13 条の 2 第 1 項第 1 号は、「銀行の子会社である外国銀行」だけ各号と別に柱書に規定していますが、なぜでしょうか。</p> <p>私の推測では、銀行法第 10 条第 2 項第 8 号の 2 が「銀行の子会社である外国銀行」を例示しているためであると思われます。しかし、法律が命令で定めるべき事項を例示している場合は、柱書に各号と別に規定しなければならないという決まりはないと思います。</p> <p>その上、同案第 13 条の 2 第 1 項第 1 号の括弧書は、「業務」という文言を限定する趣旨と思われるのですが、このような規定振りでは、「銀行の子会社である外国銀行の業務」という文言を限定するものであって、他の業務についてこの括弧書の限定が及ばないのではないかという疑義が生じうると思います。</p> <p>更に、同項第 2 号は、「銀行の子会社である外国銀行及び前号イからハまでに掲げる外国銀行」以外の外国銀行の業務の代理又は媒介という趣旨と思われるのですが、「銀行の子会社である外国銀行」及び「前号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行」の業務の代理又は媒介という趣旨であって、「銀行の子会社である外国銀行」についても「(当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。)」という限定が及ぶのではないかという疑義が生じうると思います。</p> <p>したがって、素直に「銀行の子会社である外国銀行」についても各号で規定すべきだと思います。</p>	<p>銀行法施行規則第 13 条の 2 第 1 項第 1 号の「業務」の定義は、同条第 1 項全体に及んでおり、疑義が生じうることはないと考えられます。</p> <p>銀行法施行規則第 13 条の 2 第 1 項第 2 号の規定は、同項第 1 号に規定する外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介を外国において行う場合という趣旨です。</p>
10	銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の届出規定の趣旨如何。どのような事例について届出を求めているか具体的に例示されたい。	<p>外国において、銀行法第 10 条第 1 項各号に掲げる業務（固有業務）は営まず、銀行法第 10 条第 2 項に掲げられている業務（付随業務）の全部又は一部のみを営む施設等の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設等において営む業務の内容の変更をしようとする場合について、事前届出制とするものです。</p>

議決権保有制限関係		
11	改正前に旧施行規則に基づき取得、保有している議決権についても、改正後に取得した議決権と同様に、期間制限の緩和等が認められるとの理解でよいか。	改正前の銀行法施行規則に基づき取得、保有している議決権についても、改正後の銀行法施行規則の規定が適用されることとなるため、期間制限の緩和等が認められると考えられます。
12	銀行法施行規則第1条の3第1項第3号及び第4号については、外国の法令に基づいて設立された団体（一人又は数人の構成員にその業務の執行を委任しているものに限る。）であってこれらに類似するものにおける構成員（業務の執行を委任された者を除く。）となり、その財産として取得し又は所有する株式等についても同様の例外を設けるべきである。外国の法令に基づく組合類似の団体の中にはその財産が構成員の共有となる場合も存在する可能性があり、そのような場合も国内の投資ビークルと同様に扱わない理由はなく、5%ルールの対象から除外すべきである。	外国の法令に基づいて設立された団体であって、銀行法施行規則第1条の3第1項第3号及び第4号に規定する組合（投資事業有限責任組合・民法組合）に類似するものの構成員となり、その財産として取得し又は所有する株式等については、同項第5号の規定に基づき、同項第3号及び第4号に準ずる株式等として金融庁長官の承認を受けた場合には、同項第3号及び第4号に掲げる株式等と同様、その株式等に係る議決権は、保有する議決権に含めないこととされます。
13	銀行法施行規則第17条の2第6項2号括弧書き中「研究者に該当しない者に限る。」とは、研究活動のみを行い、同括弧書きに列举された活動を一切行わない者を除外するという趣旨でよいか。また、研究者としての経歴を持つ事業者や研究も行っているが事業活動も行っているような者は除外されないとの理解でよいか。	銀行法施行規則第17条の2第6項第2号に規定する「研究者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第3条の「研究者」と同じ趣旨であり、当該研究者に該当する者は、新事業活動従事者から除かれます。
14	銀行法施行規則第17条の2第6項各号の会社について、これらの要件を充足しなくなった場合も引き続き1年程度の一定期間は子会社として保有すること及び5%超の議決権を保有することを認められるべきである。会社の成長後に直ちにこれらの会社が子会社でなくなるようにすること、あるいは議決権保有比率を下げることを求められる場合、銀行に不利な時期に株式を処分することが必要となり、かえって銀行にとって好ましくない結果となりうるからである。	銀行法施行規則第17条の2第9項の規定により、同条第6項各号の要件を充足しなくなった会社については、当該会社の議決権が、銀行又はその子会社によって担保権の実行等以外の事由により新たに取得されない限り、同条第6項各号の会社に該当するものとするとしてされており、基本的には、引き続き議決権を保有することは可能です。
15	金融審議会報告書（平成25年1月25日）によれば、「資本性資金の供給主体としての銀	「特定子会社」（銀行法第16条の2第1項第12号に規定する内閣府令に定めるもの）とは、

行等の役割が発揮され得る環境を整備することが重要な政策課題とされており（P13）、議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の緩和に伴い、「特定子会社」（いわゆる「投資専門子会社」）が5%ルールの例外として保有することができるベンチャービジネス会社の対象範囲拡大を行う改正と理解しております。

そこで、「特定子会社」は銀行グループによるベンチャービジネスや事業再生を推進するための重要な主体であることから、専ら投資を行う子会社が、投資資金の調達の状態に係わらず「特定子会社」に該当することを明確にしていきたい。

具体的には、

（1）「特定子会社」については、銀行法施行規則第17条の2第13項（旧第9項）において「法第16条の2第1項第12号に規定する内閣府令で定めるものとは、次条（銀行法施行規則第17条の3）第2項第12号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする」と規定されている。

（2）銀行法施行規則第17条の3第2項第12号の業務は、「次に掲げる行為（貸付、社債取得、新株予約権取得、株式取得、それらを目的とした組合契約又は投資事業有限責任組合を契約すること）により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務」とされている。

（3）一方、金融商品取引法第63条に基づき適格機関投資家等特例業務の届出を行ったうえで、集团的投資スキームを組成し、それによりした資金の運用として有価証券に投資を行う（金融商品取引法第2条第8項第7号及び第15号に掲げる行為を行う）場合には、銀行法施行規則第17条の3第2項第4号（金融商品取引法第2条第8項第7号、第13号及び第15号に掲げる行為を行う業務）に規定される業務と整理されるものと考えられる。

銀行法施行規則第17条の2第13項において「次条【第17条の3】第2項第12号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社」（投資専門子会社）と規定されており、従来より、当該投資専門子会社の業務には、銀行法施行規則第17条の3第2項第4号に掲げる業務（金融商品取引法第2条第8項第7号、第13号及び第15号に掲げる行為を行う業務）は含まれていないものと考えられています。

	上記(1)～(3)の通り、銀行グループによるベンチャービジネスや事業再生を推進するため、銀行法施行規則第17条の3第2項第4号に掲げる業務である集团的投資スキームの組成による投資資金の調達を行ったうえで、貸付や株式取得等により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する子会社についても、「特定子会社（銀行法施行規則第17条の3第2項第12号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社）」に該当することを確認させていただきたい。	
外国銀行支店関係		
16	銀行法施行規則第28条第2項第2号に規定する「その営もうとする外国銀行支店の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額」につき、「令第十三条第二項に規定する額」という定額の要件に加えて、かかる要件を課しているが、「健全かつ効率的に遂行するに足りる額」の考慮要素は何か。免許の申請時において想定されるビジネスモデルの内容や規模に照らして決定されるのか。	貴見のとおりと考えられます。
17	①銀行法施行規則第28条第2項第4号の規定（「当該申請に係る外国銀行支店の業務の内容及び方法が預金者等の保護その他信用秩序の維持の観点から適当であること」）は、銀行法第1条（第1項、第2項）の規定に内包されるものであり、それを超える新たな規制を追加するものではないことを確認させていただきたい。 ②銀行法施行規則第28条第2項第4号の規定は、外国銀行支店ならびに邦銀（規則第1条の8第3項5号）に対して追加されるが、外銀支店については、現時点においては、現在パブリックコメントを募集中の「主要行等向け監督指針」（改正案）の「VI 外国銀行支店の監督 VI-2 主な着眼点（11）」に記されている資産の運用手法等に着眼することと同義であるとの理解でよいか。	① について 銀行法施行規則第28条第2項第4号の規定は、外国銀行支店における免許の審査基準として新たに追加するものではなく、免許の審査をする際に配慮すべき事項として明確化したものです。 ② について 貴見のとおりと考えられます。
18	銀行法施行規則第30条2の規定は、現行の	預金者等への適切な情報の提供を行うため、

	<p>規則第 13 条の 3 第 1 項に規定される「銀行は…預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする」(第 3 号「取り扱う預金等のうち、預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示」…)を補完し、預金保険の支払対象か否かを明示するという点において同旨との理解でよいか。</p> <p>「明示」／「提供」の頻度や方法について明らかにされたい。規則第 13 条の 3 第 1 項と同等の措置をとることで差し支えないか。</p>	<p>外国銀行支店は、預金等の受入れに関し、銀行法施行規則第 13 条の 3 各号に規定する事項に加えて、銀行法施行規則第 30 条の 2 各号に規定する事項についても、預金者等に対して情報提供する必要がある旨を規定したものです。</p> <p>なお、情報提供の方法や程度については、例えば、預金の受入れ時に顧客に書面等にて明示して説明を行う等、預金者等に対して適切に情報提供がなされるような方法や程度によって行われる必要があるものと考えられます。</p>
19	<p>銀行法施行規則第 30 条の 2 第 3 号にいう「その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」とは、具体的に例えばどのような事項が想定されるか。</p>	<p>「その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」については、例えば、預金商品が外国銀行の本国における預金保険制度の対象となっているか否か、対象となっている場合には、その制度の内容等の情報提供を行うことなどが考えられます。(監督指針 VI-2(11)⑤参照)</p>
20	<p>「利益準備金」の削除に伴う同準備金の既存残高は、「繰越利益剰余金」に振り替えるのが自然と考えています。具体的対応については、利益準備金の期中変動を示す「利益準備金取崩額」が削除されていることから、利益準備金の既存残高を「繰越利益剰余金(期初残高)」に直接振り替えざるを得ないと考えます。その場合、前期末の「繰越利益剰余金」残高と当期末の期首残高が一致しないという事象が生じますが、移行時限りの事象であり、注記等で対応して差し支えないと理解してよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
21	<p>「第 47 条の 2 に規定する資本金」については、利息の支払いを本店等に行うことは差し支えないか。</p>	<p>銀行法第 47 条の 2 に規定する資本金(外国銀行支店の持込資本金)については、銀行法上、特段の定義はありませんが、一般に資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むもの(金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項第 2 号参照)をいい、本支店会計において本支店間の貸借を伴わない資金(弁済等の義務のない資金)として、本店から国内に持ち込むものと考えられます。</p> <p>銀行法第 47 条の 2 に規定する資本金について、本店等に配当等を行うことが可能かどうか</p>

		<p>については、外国銀行支店の財務の健全性等の観点を踏まえ、適切に判断されるべきものと考えられます。</p>
22	<p>(1) 持込資本金の性質につきまして、本店と支店は同一の法人であるからして、両者の間で株券・出資証券の交付またはこれに代わる権利登録のもと資金授受を行うのは想定しづらく、支店が銀行業を廃止・解散することについて日本の当局・法律による許可を受け、かつ他の全債務を弁済するまでは弁済義務のない、弁済順位が最後である借入金と考えますが、この考えに支障があるようでしたら、どのような契約・合意のもとで資金授受を行うべきか具体的にご教示ください。</p> <p>(2) 上記の「借入金」解釈が可である場合、証拠として本店・支店間の契約書が必須でしょうか。行内の内部稟議書または決定書等により、上述の融資条件に対する本店経営陣の承認が確認できれば足りるでしょうか。</p> <p>(3) 借入金と考えることができる場合、株式引き受け・出資による資金調達と異なり、事業年度を終えて利益が計上できない場合でも、期中に金利の支払が起きます。不当な金額が国外（本店）に流出するのでなければ、問題ない取決めと考えますが、今回の法改正は外国銀行支店の資本の充実を目的としていると理解しており多少気になるところでありますので、ご確認いただきたく存じます。</p> <p>(4) 持込資本金及びこれに対応する国内保有資産の法定金額の達成の内容(段階的に達成すべき数値)をご確認いただきたく存じます。</p> <p>(5) 繰越利益剰余金から持込資本金への振替は許容されるのでしょうか。これが可であれば、法定金額（20億円）を超えて持込資本金勘定に計上すること、また、20億円を超える部分を任意に取り崩すことは許容されるのでしょうか。</p> <p>(6) 国内において確実な担保を徴している」</p>	<p>(1)～(3)について</p> <p>銀行法第 47 条の 2 に規定する資本金（外国銀行支店の持込資本金）については、銀行法上、特段の定義はありませんが、一般に資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むもの（金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項第 2 号参照）をいい、本支店会計において本支店間の貸借を伴わない資金（弁済等の義務のない資金）として、本店から国内に持ち込むものと考えられます。</p> <p>(4)について</p> <p>銀行法第 47 条の 2 に規定する資産の国内保有に係る経過措置については、平成 26 年 2 月 17 日から平成 26 年 3 月 17 日までの間に意見募集を行った「平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に係る銀行法施行規則案の公表について」において、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額（ただし、当該額が 20 億円を超えるときは、20 億円）とすることとしています。</p> <p>一 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで 10 億円又は平成 26 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る銀行法施行規則別紙様式第 4 号・第 4 号の 2 中の貸借対照表の利益準備金勘定に計上される額（次号において利益準備金額という。）のいずれか高い額</p> <p>二 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで 15 億円又は利益準備金額のいずれか高い額</p> <p>(5)について</p> <p>繰越利益剰余金から持込資本金への振替は可能と考えられます。</p> <p>また、持込資本金として法定金額を超えてどの程度の金額を計上するか、法定金額を超える部分についてどの程度の金額を取り崩すかについては、外国銀行支店の財務の健全性等の観</p>

	<p>貸付金が資産の国内保有の一形態として内閣府令改正案に示されていますが、かかる「確実な担保」は、貴庁検査マニュアルに例示されているような、合理的な掛目・評価手法により確実な担保であると銀行が判断するという点でよろしいでしょうか。</p>	<p>点を踏まえ、適切に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>(6)について 担保物の状況を個別に勘案し、国内において当該担保物からの回収が確実であると合理的に見込まれることを検証できる必要があると考えられます。</p>
23	<p>新たに設定される持込資本金勘定の所要額は、平成26年3月31日現在の利益準備金勘定の残高と本店により調達する株主資本性のある資金との合計額で、10億円、15億円及び20億円と段階的に達成することで法規を遵守できると理解致しますが、これら達成において可能な調達手段は、利益準備金勘定からの振替及び本店からの資金受け入れに限定されるのでしょうか、あるいは繰越利益剰余金からの振替も認められるのでしょうか。また、繰越利益剰余金からの振替が認められる場合、本店からの受入れ額をかかると振替額で置き換えて持込資本勘定の所要額を充足・維持する方法により本店へ資金を返戻することは認められるのでしょうか。本店が東京支店に資本性の資金を置いている間、本店は資本の運用効率上、また市場リスクのヘッジの観点で影響を受け続けるということですので、ご教示よろしくお願い致します。</p>	<p>繰越利益剰余金から持込資本金への振替は可能と考えられます。</p> <p>また、お尋ねの内容が、持込資本金を本店から調達した後、繰越利益剰余金を持込資本金に振り替えることにより、既に本店から調達した持込資本金を本店に返戻することが認められるかどうかという趣旨であれば、認められると考えられます。</p>
24	<p>別紙様式第2号、第4号 「利益準備金」の削除に伴う同準備金の既存残高は「繰越利益剰余金」に振り替えるのが自然と考えています。具体的対応については、利益準備金の期中変動を示す「利益準備金取崩額」が削除されていることから、利益準備金の既存残高を「繰越利益剰余金（期初残高）」に直接振り替えざるを得ないと考えます。その場合、前期末の「繰越利益剰余金」残高と当期末の期首残高が一致しないという事象が生じますが、移行時限りの事象であり、注記等で対応して差し支えないと理解してよいでしょうか。</p>	<p>「繰越利益剰余金」の残高について前期の期末残高と当期の期首残高とで一致しないことについては、一致しないことの原因を注記等に記載するなどして差し支えないものと考えられます。</p>

届出事項関係		
25	<p>今回の改正において、銀行の取締役、監査役、会計監査人等を選任または退任しようとする場合には事前に届け出ることとされたが、その趣旨を教えてください。</p> <p>仮に事前届出とした場合、会社法で定める取締役等の選任等に係る株主の権限を侵害し、私企業としての経営の自由度を損なう懸念があると考えられることから、これまでどおり事後届出とすべきではないか。</p>	<p>本改正は、国際的な規制の動きに対応するため、金融機関の取締役等の選退任を事前届出制とすることにより、金融機関に対し、取締役等の候補者の適格性を評価するためのプロセス等について適切な措置を求めるものです。</p>
26	<p>銀行法施行規則第 35 条第 3 項第 3 号、第 3 号の 2 では、それぞれ「銀行持株会社」、「外国所在銀行持株会社」について、代表取締役、常務に従事する取締役若しくは執行役等について、選任・退任を予め届け出ることを求めている。</p> <p>事前届出を求めるとした趣旨、目的は何か。</p>	
27	<p>銀行法施行規則案第 35 条第 1 項第 3 号、第 3 号の 2、第 3 号の 3 において、銀行を代表する取締役、常務に従事する取締役又は監査役、会計参与、会計監査人等を選任しようとする場合又は退任しようする場合は届出の対象とされたが、以下の扱いについて伺いたい。</p> <p>① 届出のタイミング</p> <p>② 取締役等の死亡や、株主総会における株主からの選任動議など、臨時・偶発的な理由による選任又は退任の届出</p>	<p>1. 選任届出については、取締役会において候補者を決定した後、株主総会の選任決議までの間に、退任届出については、任期満了に伴う退任の場合には、次期取締役等の候補者として決定しなかった時から退任までの間に、辞任の場合には、本人の意思表示があった時から退任までの間に提出が必要と考えられます。</p> <p>なお、取締役等の再任時には、退任届出と選任届出の両方の提出が必要と考えられます。</p> <p>2. ご指摘の死亡による退任、株主総会における株主からの選任動議による選任等の場合のように、選退任の事前届出を提出することができないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合には、事後届出の提出とするよう、改正案を修正しました。</p>
28	<p>「取締役又は監査役を選任しようとする場合」の届出は、取締役会における候補者決定の日から株主総会決議までの間に提出すればよいとの解釈でよいか。</p>	
29	<p>銀行法施行規則第 35 条第 3 項第 3 号、第 3 号の 2 では、それぞれ「銀行持株会社」、「外国所在銀行持株会社」について、代表取締役、常務に従事する取締役若しくは執行役等について、選任・退任を予め届け出ることを求めている。</p> <p>① 「選任しようとする場合」、「退任しようとする場合」とは、具体的にどのような</p>	

	<p>タイミングを意味するのか。</p> <p>② 厳密には、取締役や監査役の選任・退任は、株主総会の選任・解任決議、死亡、辞任、欠格事由の発生等によって発生するなど、必ずしも会社自体がコントロールしているわけではないので、事前の届出義務を会社に課するのは適当ではないのではないか。</p>	
30	<p>「銀行を代表する取締役を選任しようとする場合」について、代表取締役は会社法第 349 条第 3 項に基づき、総会で取締役が選任された後に開かれる取締役会で互選されており、事前に候補者の機関決定はされていないケースが多く事前届出は実務上困難である。代表取締役の選任については事後届出としていただきたい。</p>	
31	<p>「取締役又は監査役を選任しようとする場合」には、再任する場合も含まれるのか。</p>	
32	<p>「選任しようとする場合／退任しようとする場合」の届出については、外銀在日支店の場合、決定が本店等で行われる場合がほとんどであり、人事異動情報を事前に入手することは極めて困難なため、弾力的な運用として頂きたい。例えば、決定を事後的にしか知り得ないのであれば、選任／退任の決定がなされた後、我が国の法務局に対して登記事項の変更を行うまでの間に内閣総理大臣（金融庁）に届け出ることによって差し支えないか。</p>	
33	<p>「取締役又は監査役を選任しようとする場合」に、再任も含まれる場合であっても、会計監査人については、定時株主総会において別段の決議がされなければ再任されたものとみなす規定（会社法第 338 条第 2 項）があり、本条項により「再任」となる場合は、事前の届出は不要という理解でよいか。</p>	<p>会社法第 338 条第 2 項の規定により、会計監査人が再任されたものとみなされた場合には、選任届出の提出は不要であると考えられます。</p> <p>なお、届出の提出が不要である旨を明確化するため、改正案を修正しました。</p>
34	<p>会社法第 338 条第 2 項では、定時株主総会において別段の決議がされない場合会計監査人が再任されたものとみなすとされている。この場合の、銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 3 号の 3 の「会計監査人を選任しようとする</p>	

	る場合」の事前の届出の扱いについて伺いたい。	
35	選任・退任の事前届出が必要となる「会計監査人」とは、「会計監査人設置会社（会社法第2条11号）」の場合の会計監査人を指すものと理解してよいでしょうか。即ち、外銀支店等が任意で会計監査人にチェックを依頼する場合は含まれないと理解してよいでしょうか。	外国銀行支店が任意で会計監査を受ける場合には、当該会計監査を行う者にかかる選退任の届出の提出は不要であると考えられます。
36	銀行法施行規則第35条第1項第3号、保険業法施行規則第85条第1項第2号において、それぞれ委員会設置会社である銀行や保険会社の常務に従事する取締役の選任、退任が届出事項として追加されました。これは、平成25年6月12日に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律の中で銀行法第7条の2、保険業法第8条の2が改正され、委員会設置会社である銀行や保険会社にも「常務に従事する取締役」が存在することが明記されたことによるものと考えられます。そこで、以下の事項について確認および意見を申し述べます。 <確認事項> これまで銀行法や保険業法では、（監査役会設置会社における）常務に従事する取締役を「委員会設置会社にあつては、執行役」と置き換えてきたため、委員会設置会社では業務執行を担う役割の執行役が常務に従事し、取締役が常務に従事することは一切ないかのようにも読めました。（「常務に従事する取締役」を「執行役」に置き換えているのであり、常務に従事する「取締役」を常務に従事する「執行役」に置き換えているのではない。執行役はすべからず常務に従事していると言えるため、執行役に「常務に従事する」を付ける必要はありません。）今回の改正によると、上記のような理解ではなく、これまでも委員会設置会社である銀行や保険会社で取締役が常務に従事することはあったものの、常務に従事する取締役に選任、退任に関する	平成25年金融商品取引法等の一部を改正する法律における銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2の改正において、委員会設置会社である銀行・保険会社の常務に従事する取締役に対して、取締役の適格性が求められることとなったことなどを踏まえ、これらの者についても選退任を事前届出の提出対象とすることとしたものです。

	届出や適格性の規制が課されていないかったため、新たにこれらの規制を及ぼすこととしたものであるという理解でよいでしょうか。	
37	<p>今回の改正では、銀行法第7条、保険業法第8条は改正されておらず、銀行法施行規則第7条、保険業法施行規則第14条の2もパブコメで改正対象に含まれていません。したがって、委員会設置会社である銀行や保険会社の常務に従事する取締役は引き続き兼職制限が課されない状況です。</p> <p>監査役設置会社の常務に従事する取締役と差を設ける必要はないと考えますので、選任、退任に関する届出や適格性の規制を新たに課すこととしたのと同様に委員会設置会社の常務に従事する取締役にも兼職制限を追加すべきです。</p>	貴重なご意見として承ります。

保険業法施行規則関係		
届出事項関係		
1	<p>実務において、事前届出のタイミングには様々な局面が考えられるが、主な事例（定時株主総会での就退任など）ごとに合理的な範囲で好ましいタイミングを例示していただきたい。</p>	<p>1. 選任届出については、取締役会において候補者を決定した後、株主総会の選任決議までの間に、退任届出については、任期満了に伴う退任の場合には、次期取締役等の候補者として決定しなかった時から退任までの間に、辞任の場合には、本人の意思表示があった時から退任までの間に提出が必要と考えられます。</p> <p>なお、取締役等の再任時には、退任届出と選任届出の両方の提出が必要と考えられます。</p>
2	<p>「選任しようとする場合又はこれらの者が退任しようとする場合」の届出について、具体的な届出の期限はいつを指しますでしょうか。</p> <p>例えば、取締役・監査役については、取締役会で選任議案を決議後、株主総会・総代会により選任されることとなりますが、この場合は、取締役会での決議後、株主総会・総代会で実際に選任されるまでの間に届出を行えばよいとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、代表取締役や（代表）執行役については、取締役会決議により選任（選定）・解任され、当該取締役会決議前における選任（選定）・解任「しようとする」時点が明確ではありませんが、この場合は、当該取締役会決議までに届出を行えばよく、届出期間の始点は各社の判断に任されているとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>2. ご指摘の死亡による退任、株主総会における株主からの選任動議による選任等の場合のように、選退任の事前届出を提出することができないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合には、事後届出の提出とするよう、改正案を修正しました。</p>
3	<p>役員等の突発的事象（事故等）による退任の場合や、役員等の意思表示により退任（辞任）となる場合※、緊急動議による選任・退任の場合、欠格事由への該当、会計監査人（監査法人）の法的整理・解散など、会社の意図（予期）せぬ形で選任・退任が発生することがあり、事前届出が物理的に不可能なケースがあります。</p> <p>かかる場合には、選任または退任後速やかに届出を行うことで問題はないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>※役員等と会社との関係は委任関係であることから、役員等はいつでも辞任するこ</p>	

	とができますが、仮に、即時辞任の意思表示がなされた場合には、退任についての事前届出は物理的に不可能となります。
4	<p>実務においては、届出対象者の事前の退任意思以外の事由により選任や退任が行われることによって、事前の届出の遵守が物理的に不可能となる状況が考えられる（届出対象者の急な辞任、死亡など）。</p> <p>このような場合に、保険会社はどのように対応をする必要があるか、確認したい。</p> <p>例えば、届出事由の発生を知った後速やかに届出することで良いか。</p> <p>もしくは、届出対象者の意思なく選任ないし退任の結果が生じることから、届出不要という理解で良いか。</p>
5	<p>事前届出の遵守が物理的に不可能な状況が生じた場合（例えば取締役が死亡した場合）に、その時点で事前届出がなされていないことをもって、保険業法第127条第1項第8号違反とはならないことを確認したい。</p>
6	<p>役員等の任期満了に伴う退任（終任）については「退任しようとする場合」には該当しないとも考えられますが、届出は必要でしょうか。</p>
7	<p>現任の役員をその任期満了に伴って再任する場合は、退任と選任が同時に行われることとなり、この規定を形式的に適用すれば退任と選任の事前届出を同時に行うこととなるようにも解しうる。</p> <p>しかしながら、監督の実効性を考える限りその必要性は大きくないため、</p> <p>(1) 再任者については届出の対象に含めず、新任者のみを届出の対象としても問題は生じないと考えるが、どうか？</p> <p>(2) 仮に再任者について届出の対象に含める場合であっても、その退任については届出の内容に含めず、選任のみを届出の内容としても問題は生じないと考えるが、どうか。</p>

8	<p>今般の改正により、現行の「就任又は退任があった場合」の届出（事後届出）は廃止されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
9	<p>会計監査人については、株主総会・総代会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなされることとされており（会社法第 338 条第 2 項、保険業法第 53 条の 7 により会社法準用）、再任にあたっては株主総会・総代会での決議までは必要とされておりません。</p> <p>また、会計監査人には適格性の要件も規定されておりません。</p> <p>以上のような点を踏まえて考えれば、会計監査人のみなし再任の場合は、事前届出を要する「選任しようとする場合」には該当せず、事前届出までは不要との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>会社法第 338 条第 2 項の規定により、会計監査人が再任されたものとみなされた場合には、選任届出の提出は不要であると考えられます。</p> <p>なお、届出の提出が不要である旨を明確化するため、改正案を修正しました。</p> <p>また、取締役等の再任時には、退任届出と選任届出の両方の提出が必要と考えられます。</p>
10	<p>保険業法施行規則第 85 条の「選任しようとする場合」について、役員等を「再任しようとする場合」の取扱を確認したい。会計監査人の場合、会社法第 338 条第 2 項に基づき、定時株主総会で別段の決議がされなかったことをもって再任されたものとみなされることになっており、選任行為がないことから、会計監査人の任期満了に伴う再任は届出の対象外との理解でよいか。</p> <p>また、取締役及び監査役が任期満了と同時に再任する「重任」についても、実質的な変更ではないことから、届出の対象外との理解でよいか。</p>	
11	<p>今般の施行規則改正は、平成 26 年 4 月 1 日施行（予定）とされておりますが、4 月 1 日に取締役等に選任等されるケースについては、施行前の段階で事前届出を行うことまでは要さないとの理解でよろしいでしょうか（選任後速やかに届出を行うことで問題はないとの理解でよろしいでしょうか）。</p>	<p>施行日前に取締役等の選任に係る株主総会の議案の決定がなされ、施行日以後に選任がなされる取締役等については、施行日前の時点で事前届出を提出する必要はありませんが、施行日以後に、事前届出を提出することが必要と考えられます。</p> <p>なお、施行日当日に選退任がなされた場合など、選退任の事前届出を提出することができないことについて、やむを得ない事情がある場合には、事後届出の提出とするよう、改正案を修正し</p>
12	<p>選任に関する議案の決定をこの改正の施行前に行った場合において、株主総会にお</p>	

<p>ける承認（選任の決議）が施行日当日に行われることが想定しうる。</p> <p>そのような場合に、仮に施行日より前に届出を行ったとしても、そのことが保険業法第 127 条に基づく届出と評価されるかは不明確である。</p> <p>したがって、最速でも施行日同日付の届出となるが、その場合には厳密な意味での事前届出を遵守できないことから、施行日同日付の選退任にも対応できるよう、何らかの経過措置を講じていただきたい。</p>	<p>ました。</p>
--	-------------

協同組合による金融事業に関する法律施行規則関係		
業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧関係		
1	<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（案）の第69条のディスクロージャーに関する「会計監査人の氏名又は名称」の追加について、現在、法律上の外部監査は義務付けられていないが、監査法人の外部監査を実施し、会計監査人の氏名及び名称の記載のある監査報告書をディスクロージャー誌に掲載している場合、改正後もこのような対応を継続することで「会計監査人の氏名又は名称」の開示に該当すると理解して問題ないか。</p>	<p>外部監査を義務付けられていないが定款の定めにより会計監査人を置く信用協同組合については、協同組合による金融事業に関する法律において特定信用協同組合と規定され、外部監査を義務付けられている信用協同組合と同様に外部監査にかかる規定の適用を受けることとなります。</p> <p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条についても同様であり、「会計監査人の氏名又は名称」を「業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載していただく必要があります。</p>

信託業法施行規則関係		
登録申請書のその他の記載事項関係		
1	<p>保険会社の常務に従事する取締役は、原則として他の会社の常務に従事することが禁止されており、他の会社の常務に従事する場合には内閣総理大臣の認可が必要とされている（保険業法第8条第1項）。また、当該認可については、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合でなければ認められない（保険業法第8条第2項）。</p> <p>今般、信託業法施行規則改正案第70条第2号にて、同施行規則第40条第4項に規定する「金融機関」においては登録申請書に役員の兼職状況を記載することが不要となる予定であるが、上記のとおり保険会社は当該金融機関と同様の役員兼職制限規制に服していること、また、信託代理業を営む際に届出を義務付けると、役員兼職に係る規制対応として重複した対応となることなどから、当該金融機関と同様の措置となるよう手当ていただきたい。</p>	<p>ご意見等を踏まえ、信託業法施行規則第40条第4項に規定する金融機関と同様、保険業法第2条第2項に規定する保険会社についても、信託契約代理店を営む場合における登録申請書に役員の兼職状況を記載することを不要とする措置を講じることとします。</p>